

安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例

安芸高田市水道事業の設置等に関する条例(平成 16 年規則第 207 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により作成する令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しては、この条例による廃止前の安芸高田市水道事業の設置等に関する条例第 8 条(予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。)の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合にお

いて、同条第1項、第2項第3号及び第3項中「管理者」とあるのは、「市長」とする。

- 3 この条例の施行の日以後の市内における水道料金については、次項第2号の規定による廃止前の安芸高田市水道事業給水条例第29条の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

(安芸高田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止)

- 4 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 安芸高田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年安芸高田市条例第206号)
- (2) 安芸高田市水道事業給水条例(平成16年安芸高田市条例第208号)
- (3) 水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年安芸高田市条例第40号)

(安芸高田市職員定数条例の一部改正)

- 5 安芸高田市職員定数条例(平成16年安芸高田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 (略) (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第1条 (略) (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(7)まで (略)	(1)から(7)まで (略)
合計 <u>519人</u>	<u>(8) 水道事業の職員 12人</u> 合計 <u>531人</u>
第3条及び第4条 (略)	第3条及び第4条 (略) (略)

(安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

6 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成16年安芸高田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第12条まで (略) (年次有給休暇) 第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)及び(2) (略) (3) 当該年の前年において_____特別職に属する地方公務員、安芸高田市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社	第1条から第12条まで (略) (年次有給休暇) 第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)及び(2) (略) (3) 当該年の前年において <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員</u> 、特別職に属する地方公務員、安芸高田市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社

<p>若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 26 年法律第 99 号)第 1 条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「<u>特別職に属する地方公務員等</u>」)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 <u>特別職に属する地方公務員等</u>としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20 日に次項で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第 14 条から第 20 条まで (略)</p>	<p>若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 26 年法律第 99 号)第 1 条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等</u>」)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等</u>としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20 日に次項で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第 14 条から第 20 条まで (略)</p>
---	---

(安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

7 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条から第 3 条まで (略)</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第 4 条 派遣職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第 1 条から第 3 条まで (略)</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第 4 条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び技能労務職員(地方公務員法第 57 条に規定する技能労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である派遣職員を除</p>

のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、安芸高田市職員の給与に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 44 号。以下「給与条例」という。)に規定する給与の 100 分の 100 以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第 5 条 職員派遣後職務に復帰した職員

_____に関する給与条例第 34 条第 1 項又は同条例附則第 10 項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

第 6 条及び第 7 条 (略)

第 8 条 削除

第 9 条から第 14 条まで (略)

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第 15 条 法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員

_____に関する給与条例第 34 条第 1 項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第 16 条 退職派遣者が法第 10 条第 1 項の規定により職員

_____として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うこと

く。第 6 条及び第 7 条において同じ。)のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、安芸高田市職員の給与に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 44 号。以下「給与条例」という。)に規定する給与の 100 分の 100 以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第 5 条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。第 7 条において同じ。)に関する給与条例第 34 条第 1

項又は同条例附則第 10 項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

第 6 条及び第 7 条 (略)

(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類)

第 8 条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

第 9 条から第 14 条まで (略)

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第 15 条 法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員(企業職員である職員

及び単純労務職員である職員を除く。第 17 条において同じ。)に関する給与条例第 34 条第 1 項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第 16 条 退職派遣者が法第 10 条第 1 項の規定により職員(企業職員である職員

及び単純労務職員である職員を除く。)として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うこと

ができる。 第 17 条及び第 18 条 (略)	ができる。 第 17 条及び第 18 条 (略)
---------------------------------	---------------------------------

(安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

8 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
本則 (略) 別表(第 2 条、第 3 条関係) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">報酬の額</th> <th style="width: 33%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>下水道使用料審議会</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会長</td> <td>日額 13,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 7,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費の額	(略)			<u>下水道使用料審議会</u>			会長	日額 13,000 円		委員	日額 7,000 円		(略)			本則 (略) 別表(第 2 条、第 3 条関係) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">報酬の額</th> <th style="width: 33%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>上下水道料金審議会</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会長</td> <td>日額 13,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 7,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費の額	(略)			<u>上下水道料金審議会</u>			会長	日額 13,000 円		委員	日額 7,000 円		(略)		
区分	報酬の額	旅費の額																																			
(略)																																					
<u>下水道使用料審議会</u>																																					
会長	日額 13,000 円																																				
委員	日額 7,000 円																																				
(略)																																					
区分	報酬の額	旅費の額																																			
(略)																																					
<u>上下水道料金審議会</u>																																					
会長	日額 13,000 円																																				
委員	日額 7,000 円																																				
(略)																																					

(安芸高田市職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正)

9 安芸高田市職員の特種勤務手当に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>第 3 条から第 8 条まで (略)</p> <p><u>第 9 条 削除</u></p> <p>第 10 条 (略)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 水道業務従事職員の特殊勤務手当</u></p> <p>第 3 条から第 8 条まで (略)</p> <p><u>(水道業務従事職員の特殊勤務手当)</u></p> <p><u>第 9 条 水道業務従事職員の特殊勤務手当は、市長が定める給水装置の検査又は調査及び給水の停止並びに給水装置の切り離し等の業務に従事した職員で市長の定めるものに対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 500 円の範囲内で市長が定める。</u></p> <p>第 10 条</p>

(安芸高田市公共下水道条例の一部改正)

10 安芸高田市公共下水道条例(平成 16 年安芸高田市条例第 160 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(定義)	(定義)
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)から(11)まで (略)	(1)から(11)まで (略)
	<u>(12) 水道及び給水装置</u> 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 1 項に規定する水道及び同条第 9 項に規定する給水装置並びに市が使用料を徴収し、管理を行う水道及び給水装置をいう。
<u>(12)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(13)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)
<u>(14)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)
<u>(15)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(16)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)
<u>(17)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(19)</u> (略)
<u>(19)</u> (略)	<u>(20)</u> (略)
<u>(20)</u> (略)	<u>(21)</u> (略)
<u>(21)</u> (略)	<u>(22)</u> (略)
<u>(22)</u> (略)	<u>(23)</u> (略)

(23) (略)	(24) (略)
(24) (略)	(25) (略)
(25) (略)	(26) (略)
第 2 章から第 8 章まで (略)	第 2 章から第 8 章まで (略)

(安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部改正)

11 安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例(平成 16 年安芸高田市条例第 163 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条及び第 2 条 (略)	第 1 条及び第 2 条 (略)
(定義)	(定義)
第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)から(5)まで (略)	(1)から(5)まで (略)
	<u>(6) 水道及び給水装置 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 1 項に規定する水道及び同条第 9 項に規定する給水装置をいう。</u>
<u>(6) (略)</u>	(7) (略)
<u>(7) (略)</u>	(8) (略)

<p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>第 2 章から第 5 章まで (略)</p>	<p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>第 2 章から第 5 章まで (略)</p>
--	---

(安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

12 安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 164 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 水道及び給水装置 水道法(昭和 32 年法律第 77 号)第 3 条第 1 項に規定する水道及び同条第 9 項に規定する給水装置をいう。</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

第2章から第5章まで (略)

第2章から第5章まで (略)

(安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例の一部改正)

13 安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例(平成16年安芸高田市条例第211号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>水道及び給水装置</u> 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p>

第 4 条 (略) 第 2 章から第 5 章 (略)	第 4 条 (略) 第 2 章から第 5 章 (略)
-----------------------------------	-----------------------------------

(安芸高田市議会委員会条例の一部改正)

14 安芸高田市議会委員会条例(平成 16 年安芸高田市条例第 215 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略) (常任委員会の所属、常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管) 第 2 条 (略) 2 常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 産業厚生常任委員会 8 人 市民部、福祉保健部、福祉事務所、産業部、建設部_____及び農 業委員会の所管に関する事項 (3) (略) 3 (略) 第 3 条から第 33 条まで (略)	第 1 条 (略) (常任委員会の所属、常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管) 第 2 条 (略) 2 常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 産業厚生常任委員会 8 人 市民部、福祉保健部、福祉事務所、産業部、建設部、 <u>公営企業部</u> 及び農 業委員会の所管に関する事項 (3) (略) 3 (略) 第 3 条から第 33 条まで (略)

(安芸高田市公文書等の管理に関する条例の一部改正)

15 安芸高田市公文書等の管理に関する条例(平成 23 年安芸高田市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(定義)	(定義)
第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会_____及び議会をいう。	第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>水道事業管理者</u> 及び議会をいう。
2 から 5 まで (略)	2 から 5 まで (略)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
第 2 章から第 4 章まで (略)	第 2 章から第 4 章まで (略)

(安芸高田市の私債権の管理に関する条例の一部改正)

16 安芸高田市の私債権の管理に関する条例(平成 24 年安芸高田市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正

後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(他の条例等との関係)</p> <p>第 3 条 市の私債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規則その他の規程_____を含む。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(市長の責務)</p> <p>第 4 条 市長_____は、法令又は条例若しくは規則の定めに従い、適切かつ効率的な市の私債権の保全、取立て等に努めなければならない。</p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第 5 条 市長_____は、市の私債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。</p> <p>(督促、強制執行等)</p> <p>第 6 条 市長_____は、市の私債権について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 171 条から第 171 条の 4 までの規定の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 市長_____は、市の私債権について、令第 171 条の 5 から第 171 条の 7 までの</p>	<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(他の条例等との関係)</p> <p>第 3 条 市の私債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(市長等の責務)</p> <p>第 4 条 市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、法令又は条例若しくは規則の定めに従い、適切かつ効率的な市の私債権の保全、取立て等に努めなければならない。</p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第 5 条 市長等は、市の私債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。</p> <p>(督促、強制執行等)</p> <p>第 6 条 市長等は、市の私債権について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 171 条から第 171 条の 4 までの規定の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 市長等は、市の私債権について、令第 171 条の 5 から第 171 条の 7 までの</p>

<p>規定の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該市の私債権に係る債務の免除をすることができる。</p> <p>(放棄)</p> <p>第 7 条 <u>市長</u> は、住宅新築資金等貸付金を除く市の私債権(その額が 100 万円以下のものに限る。)について、次のいずれかに該当する場合においては、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 条及び第 9 条 (略)</p>	<p>規定の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該市の私債権に係る債務の免除をすることができる。</p> <p>(放棄)</p> <p>第 7 条 <u>市長等</u> は、住宅新築資金等貸付金を除く市の私債権(その額が 100 万円以下のものに限る。)について、次のいずれかに該当する場合においては、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 条及び第 9 条 (略)</p>
--	---

(安芸高田市上下水道料金審議会条例の一部改正)

17 安芸高田市上下水道料金審議会条例(平成 29 年安芸高田市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>安芸高田市下水道料金審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市民、学識経験を有する者等から<u>下水道使用料</u>について幅広い意見を聴</p>	<p><u>安芸高田市上下水道料金審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市民、学識経験を有する者等から<u>上下水道料金</u>について幅広い意見を聴</p>

<p>き、<u>下水道使用料の適正化</u>を図るため、<u>安芸高田市下水道使用料審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「<u>下水道使用料</u>」とは、次に掲げる使用料をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 3 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に提言するものとする。</p> <p>(1) <u>下水道使用料</u>に関すること。</p> <p>(2) その他_____下水道事業に関すること。</p> <p>第 4 条から第 7 条まで (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第 8 条 審議会の庶務は、建設部<u>下水道課</u>において処理する。</p> <p>第 9 条 (略)</p>	<p>き、<u>上下水道料金の適正化</u>を図るため、<u>安芸高田市上下水道料金審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、<u>上下水道料金</u>とは次に掲げる料金_____をいう。</p> <p>(1) <u>安芸高田市水道事業給水条例</u>(平成 16 年安芸高田市条例第 208 号)第 28 条に規定する水道料金</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 3 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に提言するものとする。</p> <p>(1) <u>上下水道料金</u>に関すること。</p> <p>(2) その他<u>水道事業及び下水道事業</u>に関すること。</p> <p>第 4 条から第 7 条まで (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第 8 条 審議会の庶務は、建設部<u>上下水道課</u>において処理する。</p> <p>第 9 条 (略)</p>
--	---

(安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

18 安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 2 年安芸高田市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この項において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、<u>消防長又は地方公営企業の管理者</u> 2</p> <p>(4) (略)</p>